

経済連携の強化に向けた緊急提言
～経済連携協定(EPA)を戦略的に推進するための具体的方策～
(農業構造改革部分抜粋)

2004年3月16日
(社)日本経済団体連合会

III. 国内構造改革の推進と強力な推進体制の整備

1. 農業構造改革の加速化

(1) 農業をめぐるわが国の課題

わが国がEPAの交渉を進める上で、農業分野の取扱いは重要な焦点であり、農業分野全体をEPA交渉から除外することはありえない。しかし、EPAの締結が農業構造改革への取組み努力を無にし、わが国農業の荒廃を招くようなことがあってはならない。EPA交渉を促進し、国益に適った協定を締結するためには、国際化対応の観点も踏まえて農業界が目下取り組んでいる農業構造改革の動きを支援し、改革のスピードを加速することが必要である。

日本の農業は狭隘で山がちな国土で展開されているという不利な自然条件の下にある。加えて、これまで農業を支えてきた昭和一桁世代のリタイア期を迎えており、深刻な後継者難を背景に、わが国農業は担い手の面から重大な岐路に立っている。農業構造の改革を急がなければ、わが国農業は全面的に崩壊しかねないとの危機感を、農業者のみならず国民全体で共有する必要がある。

その際、わが国農業の国際競争力の強化を図り、若い世代が夢や希望を持って働ける産業として農業を活性化することが中心的な課題でなければならない。その眼目となるのは、差別化・高付加価値化と低コスト化である。消費者の求める安全かつ新鮮で、食味に優れる高品質の農産物を合理的な価格で生産することが、海外農産品との競争に打勝つ第一歩である。さらに、今まで想定してこなかったわが国農産品の海外輸出を実現し、販路の拡大を図る必要がある。

(2) わが国農業の国際競争力強化に向けて

① 農業構造改革の推進

競争力を強化するには、技術革新の推進や規模拡大による生産性の向上が不可欠である。土地利用型農業の中で畑作については、大規模化が進んでいる地域もあるものの、水田作は全国的に遅れている状況にある。それぞれの状況に応じた形での地域農業の再編が必要であり、地域における農業後継者の動向等を見据えて個々の農家レベルでの営農継続の是非をめぐる話合いを出発点にして、集落レベルでの土地利用・営農のあり方について合意を形成することが不可欠となろう。その場合、農協等の関係機関が合意を形成するための重要な役割を果たすことを期待したい。また、農地を農地として有効利用する観点から、税制上の取扱いも含め、耕作放棄地対策の検討も必要となろう。

地域農業の担い手としては、規模拡大に取り組む個別農家のほか、信用力や販売力、雇用力をもった農業生産法人が大きな核として期待できよう。消費者・実需者指向で経営者精神をもった農業経営が必要である。農業生産法人の形態や設立要件【注9】については、地域の実情に対応できるよう、できるだけ柔軟性のあるものにしていくべきである。株式会社の構成員要件などのさらなる緩和とともに、2005年の商法改正において導入が検討されている新たな会社形態（いわゆる日本版LLC【注10】）についても農業生産法人への採用を検討する必要がある。

競争力のある農業経営が相当なシェアを担う農業構造をつくっていかねばならない。ただ、構造改革への取り組みが成果をあげるには一定の期間を要することも念頭に置く必要がある。そこで、関税等の国境措置が縮小・廃止された場合に影響を受ける一定の農業経営に対し、所得減を補償する品目横断的な直接支払いなど、国内措置として新たな支援策の導入が必要であろう。ただし、新たな支援策は、国及び地方自治体の既存の農業予算の組換えにより行うのが基本である。なお、環境や国土の保全の観点からの支援対策についても、上記の支援策と併せ、既存予算の範囲での検討を要しよう。

【注9】 農地法は、農業生産法人の形態を農事組合法人（農民の農業生産についての協業を図ることでその共同の利益を増進することを目的とする簡易な法人）、合名会社、合資会社、有限会社、株式会社に限定するとともに、構成員をその法人に農地の所有権等を移転した者やその法人の行う農業に常時従事する者等に限定するとともに、「その法人からその法人の事業に係る物資の供給もしくは役務の提供を受ける者又はその法人の事業の円滑化に寄与する者であって、政令で定めるもの」については、その比率を制限している。

【注10】 LLCとは、ベンチャー・ビジネスなどノウハウのある人材が集まって事業を展開する人材集約型の産業分野を中心に利用されている米国の会社法制であり、欧州でも同様の法人制度が活用されている。外見は株式会社と同様に、出資者は全員有限責任でありながら、会社の内部ルールについては組合と同様、法律で強制されることなく自由に決められるとともに、法人には課税されず出資者のみに課税されるといった特徴がある。

② 生産・流通コスト削減

営農規模の拡大による生産コスト削減努力の一方で、生産資材についても規制改革により価格の合理化が重要である。あわせて、物流コストの削減も課題である。物流拠点や配送ルート、配送効率等の輸配送の見直しなどといった取り組みを通じて、流通コストの削減を図る必要がある。農産物流通において重要な役割を担っている農協の努力が期待されるとともに、流通業界の協力も必要である。

個別農家や農協、流通関連事業者の努力だけでは達成し得ない環境整備等については、国及び地方自治体が主体的に取り組む必要がある。高コスト構造の是正を図るため、大幅な規制改革を推進して、国際的に遜色のない物流サービスの提供を行うことができる環境を早期に整備することが求められる。

③ EPAにおける農産品の取扱い

食料安全保障や地域経済への影響等から、真に守るべき品目については、GATT/WTOルールと整合性をとりながら、10年超、一部除外、再協議等という例外措置を組み合わせることで、現実を踏まえた柔軟な対応を行うことも選択肢として許容されよう。